

◎新潟県告示第63号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成19年8月31日新潟県告示第1700号）を次のとおり解除する。

平成25年1月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦ヶ崎(1)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ヶ崎(2)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島地区	中魚沼郡津南町大字外丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大割野地区	中魚沼郡津南町大字下船渡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面(1)地区	中魚沼郡津南町大字下船渡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面(2)地区	中魚沼郡津南町大字下船渡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋成本村地区	中魚沼郡津南町大字秋成	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
反里口地区	中魚沼郡津南町大字秋成	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）